

1 鶴見区 鶴見中央 2-10-5 付近（ＪＲ線ガード下 鶴見架道橋）

|       |                        |
|-------|------------------------|
| 想定被害  | 車両損傷（運行不能）             |
| 原因    | 停電による水中ポンプの停止（想定）      |
| 警告板等  | あり（警告板・電光表示板・ＬＥＤ警告灯）   |
| 事前対策  | 流入樹の清掃                 |
| 発生時対応 | 「通行止め」看板表示・バリケード設置     |
| 排水方式  | ポンプ排水（水中ポンプ設置、環境創造局管理） |
| 管轄    | 鶴見土木事務所                |



1 鶴見区 鶴見中央 2-10-5 付近（JR線下 鶴見架道橋）



鶴見区役所側から



港北区方面側から